

接收問題

しかし、占領軍の進駐にともなうより深刻な問題は土地・建物の接收の問題であった。進駐前後の見通しの判然としない時期に県首脳が最も頭を悩ましたのはマッカーサーの宿舎として葉山の御用邸が接收されることを回避することであったが、進駐にともない横浜をはじめとし川崎・横須賀・平塚などの主要都市や旧軍施設をもっていた相模原・座間・大和・辻堂・逗子など県下の多くの地域を占領軍が接收することとなり、これらの市町村、県の経済活動にも大きな影響を及ぼすこととなったのである。

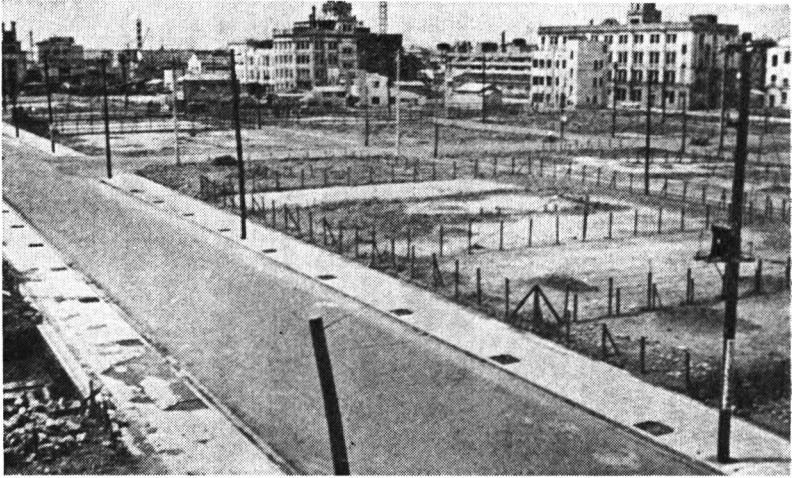
特に横浜市は五月二十九日の大空襲で、市街地の四二%を焼失し、市街地人口の四四%が罹災したうえ、市街地面積の二七%（約九百十八万平方メートル）が接收されるに及び、これは全市面積の二・三%に相当するものであった。ちなみに、一九四六年九月現在の横浜市の接收状況は第五表のとおりである。

こうしてわずかに残った主要建物はいうまでもなく公園、小学校、児童遊園地に至るまでが接收の対象となり、横浜市の中心部は米軍の中心基地となったのである。例をあげれば、ホテル・ニューグランドは米軍の将校宿舎に、山下公園は将校の家族

第五表 進駐当初の接收状況（昭和二十一年九月）

接收建物	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	保土ヶ谷区	磯子区	港北区	戸塚区	計
接收土地 各区の面積に對する割合	一三三、〇〇〇% 一・五二%	七七、八三三	一八七、五〇八	一、八五、六九六	七二、一三〇	一四四、六三四	九六、八六〇	一四〇、九二二	一〇〇、〇〇〇	二、七五、六六二
接收建物	七、六二一	三、二七九	三、三三六	二二、三七〇	三、六六六	三、三三八	三、三三二	一四、六六九	二二、四七四	二、八七、七四四

横浜市立大学経済研究所『戦後横浜経済十年史』から



横浜の中心街の接収地

岩波写真文庫 『横浜』から

住宅地に、税関ビルは第八軍司令部に生まれ変わり、その他開港記念館、毎日新聞社、日本郵船ビル、野沢屋・松屋、デパートなど主要な大建造物、外国人の住宅などはすべて接収の対象となったのである（戦後の神奈川県政、初期の主要な建物のリストは外務省文書にある）。「特に繁華街の伊勢佐木町は完全にアメリカ一色に塗りつぶされた。松屋は「ステーション・ホスピタル」になり、不二屋は「レッド・クロス」、きらくせんべいは「ドーナツ・ショップ」、野沢屋は「H・Q」、オデオン座は「オクタゴン」、元寿屋は「P・X」、オリンピックは「キャバレー・オリンピック」、その他新しく「フライヤージム」ができた、下士官集会所」ができた（伊実夫「ヨコハマからの証言」『共同研究 日本占領』から再引用）。伊勢佐木町の裏手の若葉町には飛行場がつくられたのである。

とりわけ横浜にとって最も深刻だったのは横浜港のほとんどが接収されたことであった。港湾施設が利用できず、更に横浜貿易を担った貿易商社が密集していた関内が接収され、しかも貿易自体がすべて連合軍の管理下におかれたので、横浜を中心とする貿易活動は停滞し、戦前横浜に本社があった有力貿易商社の東京移転が始まるなど、神奈川県に大きな影響を与えた。

横須賀市も、米極東海軍司令部が旧横須賀鎮守府におかれ、横須賀の軍港一帯は日本海軍に代わって米海軍が使用することとなった。同市では一九四五年十二月に「幸ニシテ本市ハ戦禍ヲ免ガレ全市無疵ノ状態ニ在リ……而モ全市域ニハ歴大ナル嘗テノ軍施設其ノ儘残在シ之等施設中我国産業文化振興並ニ本市更生ノ為転換活用スルヲ適當ト思料セラル、モノ数多存在スル事實ハ本市更生ノ上ニ絶好ノ条件トシテ無限ノ光明ト天来ノ福音ヲ与フルモノニシテ真ニ本市ノ至幸トスル所ナリ」という「横須賀市更生対策要項」(資料編12近代・現代(2)三〇)を策定して将来への発展を期していたが、その実現は容易ではなかった。

その他にも、旧武山海兵団はキャンプ・マガルに、辻堂演習場は米軍の演習場に、厚木飛行場は米空軍の基地に、座間の旧陸軍士官学校、相模原の旧造兵廠も米軍が使用することとなった。これらの旧日本軍の施設だけではなく、箱根の富士屋ホテル・強羅ホテル、逗子のなぎさホテルなどの著名なホテルや仙石原のゴルフクラブなどの接収も行われた。

これら地域への日本人立入禁止の模様を、例えば米軍機関誌『スターズ・アンド・ストライプス』はこう伝えている。「◎米軍使用の海岸は日本人立入禁止(四六・八・二〇) 連合軍要員に許可された海岸は、八月三日土曜日以降、すべての日本人にたいし立入禁止地区となる旨、第八軍憲兵司令は本日発表した。これは、最近連合軍の使用を許可された鎌倉、平塚の海岸と逗子のなぎさホテルの海岸とに適用される」。同じく八月四日には、「占領軍兵士、鎌倉で保養、占領の気苦労から解放」と題し、日本の東海岸にある最も有名な避暑の街が「一万人以上の連合軍の将兵が楽しみを求め」「週末ともなれば、リビエラ・ホテルは兵隊と日本人ダンサーとでいっぱいになる。ハワイ風のリズムがこの日本の観光の街に中部太平洋の雰囲気を与えらる」と伝えている(『横浜の空襲と戦災』5)。

占領直後の県下の接収状況を物語る正確な資料は見出し難いが、講和後の日米行政協定により正式に提供が決定した一九五二年七月現在で土地千百三十万千六百五十六坪(三千七百三十六万九百一平方^{メートル})、建物六十四万五千八百九坪(二百十三万四千九

第6表 駐留軍労務者数 (LSO)

1952年5月1日現在

都道府県	労務者数	都道府県	労務者数	都道府県	労務者数	都道府県	労務者数
全 国	207,736	群 馬	3,470	三 重	92	山 口	1,674
(札幌局)	(5,964)	埼 玉	9,993	(大阪局)	(20,633)	徳 島	25
北海道	5,964	千 葉	1,966	福 井	53	香 川	145
(仙台局)	(11,978)	東 京	52,498	滋 賀	1,068	愛 媛	72
青 森	4,266	長 野	75	京 都	4,684	高 知	58
岩 手	108	(横浜局)	(60,285)	大 阪	5,140	(福岡局)	(28,720)
宮 城	5,839	神奈川	58,564	兵 庫	8,439	福 岡	18,939
秋 田	132	山 梨	313	奈 良	1,065	佐 賀	40
山 形	1,018	静 岡	1,403	和歌山	184	長 崎	7,366
福 島	118	(名古屋局)	(5,027)	(呉 局)	(6,898)	熊 本	1,074
新 潟	497	富 山	54	鳥 取	1,497	大 分	1,156
(東京局)	(68,231)	石 川	187	島 根	102	宮 崎	51
茨 城	139	岐 阜	1,116	岡 山	115	鹿 児 島	125
栃 木	90	愛 知	3,578	広 島	3,210		

1) 当時は国連軍関係は軍直備のため不明、ただし昭和29年7月1日現在全国（東京都、広島県、山口県）12,333名

2) 常備のみ

3) 『占領軍調達史 調達の基調』から

百平方^{メートル}）に及んでいる。こうした主要な施設や土地の接収により、関係市町の戦災復旧の事業は著しく阻害されざるをえなかった。特に市の中心部を接収されていた横浜において著しいものがあつたといえる。

占領軍と労働者

一方、このように多くの土地を米軍が接収し、そこで占領軍の業務が継続されると、

それにとりもなう物資の調達、労務の提供が県民生活のなかに大きな比重を占めることとなつてきた。

敗戦直後の旧軍人の復員、海外居留者の引揚げ、それに多くの軍需工場関係の労働者の職場喪失により生じた雇用対策・失業対策はそれ自体大きな課題であつた。こうしたなかで、米軍関係の各種施設の建設や維持管理等米軍関係の労務の要求は多くの人に雇用の機会を与え、一種の社会的安全弁の役割を果たすこととなつた。いわゆる進駐軍労務者の数を知ることが困難だが、県下で常に五万から六万人の労働者がこれに依存している（第六表）。

しかし、進駐軍に対する労務の提供は、物資の調達の際と同

用に、規則のないところで事実上大量に開始したために、雇用関係上さまざまな問題を残すことになった。労務者の募集・採用からそれにもなる賃金の支払いに至るまで政府と米軍との間に入って県の渉外行政部門が関与するところが大きかった。進駐初期の横須賀では「先方ノ申付通り誠実ニ勤務シ国ノ名誉ト日本人ノ信用ヲ失墜致ササル様心掛クルハ勿論幹旋者タル市御当局ニ対シテ御迷惑等ノ相掛ラザル様充分戒心留意」するという誓約書を提出するなど（資料編12近代・現代(2)㉔）の方式がなされたりしたが、当初はもっぱら民間業者に労務提供をさせ、賃金は業者に立替え払いをさせたりえで、米軍の労務証明書により賃金を支払う方式をとっていた。その後、労務者は政府と直接雇用関係を結ぶことになった。しかし実質上の使用者と労務者の関係は不安定であり、しかも労働慣行の差異も大きく、進駐軍労務者の地位は決して安定したものではなかった。

第7表 横須賀地区における駐留軍労務者の雇用状況推移表

年 月	駐留軍間接雇用労務者		
	神奈川県 合計 A (全国合計)	横須賀 地区 合計 B	横須賀地区 比重 $\frac{B}{A}$
1948. 6. 1	39,655	8,361	21.08
49. 3. 1	41,987	8,856	21.09
50. 3. 1	50,989	10,072	19.7
51. 3. 1	70,257	16,368	24.7
52. 3. 1	59,899	16,160	26.9
53. 3. 1	57,616	17,860	30.8
54. 3. 1	52,806	16,979	32.1
55. 3. 1	47,148	17,331	36.7
56. 3. 1	46,480 (117,889)	16,518	35.5 (全国の 13.3)
57. 3. 1	43,560 (96,115)	15,744	36.1 (// 14.4)
58. 3. 1	37,332 (69,805)	13,825	37.03 (// 17.0)
59. 3. 1	28,003 (61,978)	11,890	42.4 (// 15.1)
60. 3. 1	23,357 (56,246)	9,394	40.2 (// 15.5)
61. 3. 1	21,971 (53,411)	8,756	39.8 (// 15.1)
	4,886	1,299	26.5
62. 3. 1	21,147 (54,723)	8,096	38.2 (// 14.6)
	4,918	1,326	26.9
63. 3. 1	21,142	8,000	37.8

() 内は全国合計

『横須賀百年史』から

基地と風俗

基地の存在は、これにとまらぬ労働関係を産みだすとともに、基地周辺の社会問題の発生をも不可避とさせた。占領軍兵士のため政府の肝煎りで特殊慰安施設協会（R.A.A.）がつくられたことはすでにみたが、その他に生活難などから始まる売春婦の数が増大していった。これによって検挙された人数をみれば、一九四六（昭和二十一年）五月から十二月までの間で延べ六千九百十一人、一九四七年では九千七百三十人に及んだ。しかもこれらの健康診断の結果、有毒と判定された性病感染者は約三四割（一九四七年、四八年は六割）にも及んだ。

しかも占領軍の指令による公娼制度の廃止は逆に街娼の増大と衛生管理の徹底を欠くこととなり、婦人の更生保護あるいは性病対策を強化する必要を産み、一九四七年には転落婦人の收容更生施設を設置したほか、一九四八年には県立屏風ヶ浦病院を専門の治療機関として指定するなどこの対策にあたった。

こうした結果として、一九四六年初めころの推算で、六月半ばまでには少なくとも一万四千名の米兵との混血児が生まれるとの報道がなされていた（『横浜の空襲と戦災』5）。混血児とその捨子の問題は戦災による浮浪児の問題以上に社会的にも注目されることとなり、県内に混血児を收容する養護施設がつくられることとなってきた。大磯のエリザベス・サンダース・ホームや横浜の聖母愛児園乳児部がこうした仕事を行い、直接に県の施設が收容にあたったものではないが、県下における特殊な問題であるといえるであろう。

しかし、他方で大量の占領軍が県内に滞在することは、県民と占領軍兵士との日常的接触の頻度が多いことを意味し、これを通じて日本人とアメリカ人の差異を認識したり、あるいは日本人が日本人を認識する機会を作ったともいえる。米兵と日本人女性の交際をみて、「本当に考えるのも嫌だった。思わず知らず赤面する。この姿を復員兵、そして戦線より帰還の人々が見たら。思えば思えば淋しく悲しく汚らわしい事」と日記に記す若い女性がいる半面、戦中の愛国青年だった職員は、混雑した

駅で労働者が列車に引きずられた事故の模様を記して、「列車に引摺られつつある男をぐっと引き上げた者があった。見るとそれは進駐軍の兵士だ。……一秒を争う急救の場だ。しかし横浜駅員は誰一人馳けつけない。そして附近に鉄道関係の職員は居た。又多勢の日本人も居た。しかし日本人達は同じ日本人が重傷を負ったにもかかわらず誰一人として手当する者はない。唯其処に居合せた進駐軍兵士の一、二が手を下したただけだ。多勢の日本人は見物するのみであった。何となく無き風景ではないか。……日本人は自分がやらなくても誰かがやるだろうと思つて居るのがこんな風景を描くのだ。こんな気持が各個人にあるから日本人は苦しむのだ」と記している（『横浜の空襲と戦災』2）。

講和発効に先だち一九五一年十二月から旅券法が施行され日本人の海外渡航が可能となったが、一九五四年九月までの旅券交付数三千七百五十八人のうち国際花嫁は二百一十一人を数え、全体の旅券交付者の五六割を占めている。その次に養子縁組をした混血孤児の渡米があげられている（『戦後の神奈川県政』）。

基地と子供

敗戦により自信を失った日本人が、混乱する世相のなかで日常の生活に追われつつ今後の方向も見定められな
いままにあったことは、特に青少年に対して、大きな影響を与えざるをえなかった。

児童は既に戦争中から時代の犠牲になっていた。戦時の校舎の転用、あるいは疎開が終戦で一段落をつけ、疎開児童がもどつてきたところが、米軍に接収され校舎が使用できない学校もいくつもあった。

例えば横浜市立神奈川小学校は「昭和二〇年五月二九日空襲により校舎内部全部焼失し、児童二三五名は、同年五月三〇日、津久井郡川尻村、三沢村に集団疎開した。終戦により校舎は、同年九月四日、駐留軍により接収され、疎開より復帰した児童は、子安国民学校三階四教室を借用して授業をし、昭和二二年二月、児童は、浦島国民学校に統合され、廃校となった」（『横浜市学校沿革誌』）。学校関係施設で接収されたものは一万八千坪（五万九千五百平方尺）にも及んだのである。



GHQギルドナーと県広報担当官

桜井芳雄氏蔵

さらに、基地周辺の学校では日常的な米軍の行動が市民との間にトラブルを起こすことが増え、それが市民に不安を与えてきた。一九四六（昭和二十一年）十月には、県警察部長は「規律ある行動紳士的な立派な態度、そして子どもたちにまで親しまれる親切な兵隊たち、私たちは大いに学ばねばならないことが多い。しかし、その中には、故意あるいは不注意に、種々の不祥事を起している。日本人としては、この連合軍の気持に報いるためにも、自ら被害をうけぬ様注意するとともに、これら犯人検挙には全面的に協力せねばならぬ」という通達を各学校長にあてて通達しているほどであった（横須賀市教育研究所『戦後横須賀教育史』）。

基地にまつわる教育の問題は、基地の存在が長期化すればするほど深刻な問題となってくる。混血児の問題が児童が学齢期になるにつれ教育の問題と転化してくることとなる。とくにこれらの施設を戦後一貫してかかえる横須賀市においては、大きな問題を残すこととなったのである。

以上みてきたとおり、占領の当初から県下各地における大量かつ長期における占領軍の存在は、県民生活に経済的にも社会的にも多様な影響を及ぼした。その多くは占領の終結とともに徐々に縮小されてはいるものの、安保条約に基づく駐留軍の存在で現在なお跡をとどめているものもある。こうした状況は日本のなかで沖縄がもったのと同様

係部局を督励し、指導をした。このことが結果的には、県・市の関連分野の行政施策を推進させ強化させていくという効果をももったであろう。

そしてこのような専門業務を推進していく過程で、前節で述べた占領軍と県・市との公式の終連を経由した折衝経路とは異なる、直接の現場担当者間での接触と交渉が県行政の実施の過程でもみられるようになったのである。そのうち最も早いのは



行政と関係が深かったデッカー司令官とその銅像（1949年）

横須賀市役所蔵

の位置を、形は異なるが、本土の中で神奈川が担ったという指摘ができなくもない。

いずれにせよ、上に指摘した特殊性は、占領下の、ひいてはその後の神奈川県の政治・行政の上に、狭い意味での「涉外行政」にとどまらぬ、固有の課題、問題処理を産み出すこととなったのである。

たとえば性病対策以外の公衆衛生・防疫などに関する行政に、占領軍は進駐軍兵士の健康管理という観点から強い関心を持ち、県・市の関

が、憲兵司令部と警察との協力であるが（資料編 12 近代・現代(2)三三）、こうした協力関係だけではなく、緊張をはらみつつ対峙する場合も存在した。例えば、県軍政部の一教育担当官が直接に教育行政の現場に介入し、これを指導したような事例はこれである。さらには、衛生部看護指導所の設置や、人事に介入し女性だけの課の設置を命令されたことのエピソード（神奈川新聞編集局『この十年』）などはこの時期の県行政の足跡をみていくうえで見逃してはならない問題であろう。

第二節 過渡期の県政

一 戦後県政のスタート

戦後県政の出発点

すでにみたとおり、敗戦直後の県の直面した主要課題は進駐軍の受入れ準備そのものであり、それは県政固有の課題というよりはむしろ国政の課題を神奈川県が担ったといえるようなものであった。皇族を首班とする東久邇内閣が組織されたのも、皇族の権威により終戦の詔書の徹底と軍の反乱を未然に押え、この課題に対処しようとするものに他ならなかった。九月二日の降伏文書の調印が終わったのち、東久邇内閣は、その後の方向に関し閣内でも意見の一致をみず十月五日に退陣することとなった。しかし、内閣退陣のより直接のきっかけとなったのは、十月四日に総司令部から指示されたいわゆる「自由の指令」であり、これは敗戦後依然拘留されている政治犯等の即時釈放と、内相以下特高警察幹部の罷免、自由を抑圧する諸法規の廃止などを命ずるものであった。これを受けて全国の特高警察官は十月十四日付で一斉に休職が発令され、神奈川県でも外事・特高両課長を含む外事・特高警察官二百五十六名が同年十二月に退職することとなった（『神奈川県警察史』下巻）。このように、総司令部が次つぎに明らかにする占領政策と、戦時下で極端にまで押し進められていた自由の抑圧に対する反動を契機として、少しずつ新たな動きが県内に、そして県政の上にも現れてくることとなった。

この時期の県内の行政組織の動きを伝える資料は必ずしも多くはない。県行政の運営は従来どおり地方事務所と市町村が協同して、町内会・部落会・隣組などを經由して新しい事態に対処すべき注意事項等が流されていたと思われるのである。新た

に進駐してくる連合軍兵士に対する心得事項もこの経路を通じて伝達されたのである。敗戦という新しい事態との関連で注目をひくのは、すでに八月三十日に「軍需品ノ無断持出シ方ニ対スル注意」(資料編 12 近代・現代(2)二〇)といった回報が流されており、「従来駐屯軍ガ管理シテ居マシタ軍需品ニ対スル監視ガ手薄ニナリマシタノ機会ニ」各所にあった火砲等の危険品を「軍需用品等ト共ニ無断デ運シダ方ガアリマス」ことに對する注意が流されていることで、敗戦にともなう軍の權威と組織の自然崩壊を物語っている。この村(足柄下郡仙石原村)に駐屯していた兵団は八月十八日には「此ノ上ハ唯々御聖断ノ御意図ニ副ヒ只管ニ大命ヲ待チ将来ノ国家建設ニ邁進仕度」として、道路・小橋梁修繕、援農、小運送、戦災整理などの作業を「御希望御要求有之候ハバ忌憚ナク御申越相成度乍微力万全ヲ尽ス所存ニ御座候」などと戦後の転換に対応する姿勢を明らかにしていた兵団であった(資料編 12 近代・現代(2)八)。

戦後の政治・行政の課題の提起が内閣によっても、県知事によっても明確になされえず、しかも新しい時代を担う思想原理も混乱しているところで、地域のリーダーが独自に土着の在来思想と結びつけて今後の方向を打ち出したと思われるのが足柄下郡地方事務所で作成した「常会指導要旨」(資料編 12 近代・現代(2)九)にみられる。すなわち、これは、「皇祖祖宗ノ国ヲ肇ムル精神ヲ以テ勤勞スレバ必ラズ文化的平和ナ新日本ノ建設ハ完成スル」のであるから「報徳ノ教ニ依リテ国体ノ精華ヲ世界ニ発揚セネバナラス」といい、具体的には「常ニ常会ヲ通ジテ正シク時代ノ推移ヲ認識シテ将来国民ノ嚮フベキ方途ヲ誤ラザル様ニ研鑽指導セネバナラス」とし「殊ニ農ヲ営ムニモ工商業ヲ営ムニモ讓ノ精神ヲ以テ自己ノ利欲ヲシテ顧ミズ社会ヲ利スル為メ又各部落隣組ヲ一家族的ニ融和共助スル為メニモ讓ノ精神ヲ培ヒ道義ヲ昂揚セネバナラス」と述べており、食糧増産と供出、悪性インフレの防止という問題にもこれらの精神で対処すべきことを説いているのである。

政府施策の浸透

ところで幣原内閣の成立と共に国政の課題も次第に明確に整理されるようになってきた。内閣成立直後の十月九日、首相は談話を発表して、一 民主主義政治の確立、二 食糧問題の解決、三 復興、四 失業問題、五 戦災者の救護、在外同胞及軍隊の処理、六 行政整理、七 財政及産業政策、八 教育及思想を政策の中心にすることを明らかにした。一方、総司令部の占領政策の大綱も、既に九月二十一日に米政府が発表した「降伏後におけるアメリカの初期の対日政策」において大枠が示されていたが、最高司令官のマッカーサーは十月十一日幣原首相に憲法の自由主義化とともにいわゆる五大改革の要求を行い、今後の占領政策の方針を示したのであった。それは、一 婦人の地位向上、二 労働組合の助長、三 学校教育の自由主義化、四 民衆生活を脅威する諸制度の廃止、五 経済機構の民主主義化であり、これらはいずれ日本政府の政策のなかにとりこまれ、県の行政の運営のなかにも反映されてゆくものであった。

幣原首相は十一月二日、戦後初の地方長官会議を召集し、地方総監と知事に対し次のように訓示した。すなわち、まず「各位は現下の我国の実態に付て二つの点を正確に把握せられたい」として、第一に「我国が満州事変以来十数年に亘る戦争に於いて我が国力の殆ど全部を消耗し尽しまして、今や疲労困憊の極に達して居る事実」、第二に「我国は戦敗国であるといふ事実」を指摘した。そして「以上の二点は我国現下の国政の二大前提条件とも申すべきものでありまして、一切の施策はこの冷厳なる条件を前提とし、国体の護持と国際正義の発揚を基礎として樹立実施するを要するものと申さねばなりません」と述べたうえ、前述の政府の八大政策に対する説明を行った（幣原平和財団『幣原喜重郎』）。

政府のこの方針は、十一月十二日から行われた市町村長懇談会の場で知事から県下市町村長に訓示された（資料編 12 近代・現代(2)）。知事の訓示は、政府の八大政策により細かく説明を加えているが、その重点は国民生活の安定にかかわる施策にあった。特に食糧問題について供出の成否は国民全体の飢餓の問題に係り、「国民ノ伝統的精神デアル同胞愛ノ觀念ニ訴ヘ」こ

の難局を突破するよう、また悪性インフレ対策は「貯蓄ノ増強ハ戦後寧ロ一段ト重要ナ事柄ト」なってきたと強調している。そして知事の市町村長への訓示だけではなく、地方事務所が常会の指導をすることを通じてこれらの施策が具体的に浸透、展開されてゆくのである（資料編 12 近代・現代(2) 65）。

一九四五年の 県政の課題

ここで当時の県勢の状況を簡単にみておこう。終戦時の県下市町村の数は七市（横浜・横須賀・川崎・平塚・鎌倉・藤沢・小田原）三十五町八十四村で、町村部は八郡（三浦・鎌倉・高座・中・足柄上・足柄下・愛甲・津久

井）に分かれていた。この年十一月一日に行われた人口調査によれば、県の人口は百八十六万五千人、そのうち市部が百五十七万六千人、郡部は二十八万九千人で都市部に大半の人口を擁するという特性が持続されていたのであった。市部のなかでも横浜が六十二万五千人、次いで横須賀が二十三万千人、川崎が十八万人であった。この人口は、前年二月の人口調査に比して総人口で約七十万人の減少であるが、調査の誤差を考慮しても、戦争による破壊の激しかった終戦直前に大幅に人口が減少していたことがわかるのである。特に都市部における戦災は、横浜の二十五回、川崎の十八回を含め全県で七十回を数え、十四万戸が全焼、罹災人数は五十八万七千人に及んだのである。一方、敗戦により外地からの軍人軍属の復員、引揚げが始まったが、その数は、一九四七年末までで十七万四千人に及んだのである（『昭和二十三年神奈川県統計書』）。知事は、十一月二十七日から開かれた県会において県民に対しその所信を明らかにした。国力の疲弊、戦敗国の現実に加え、「就中本県は御承知の如く其の心臓部とも云ふべき横浜、川崎方面に甚大なる戦災を蒙りましたる上に、終戦の結果甚大なる軍需産業の全面的停止に逢ひましたるため、多数の失業者を生ずるに至り、所謂戦争に因る被害最も深刻なるものがあると共に、他面聯合軍進駐の中心地点として全国を代表する立場に立って居るのであります、以上の二点に付き一層十分なる認識を以て県政施策の遂行に万全を期せねばならない」と訴えたのである（『神奈川県史』第六巻）。

神奈川新聞

歴史大轉換の上に立ち 壯烈なる質問戦展開か 民主政治へ堂々の行進

藤原知事豫算説明

藤原知事は、昨日（二十一日）午後二時、県庁第一会議室で、本年度の豫算説明会を開き、各議員に説明した。藤原知事は、先づ、戦後復興の途程を述べ、戦後復興の第一は、民生の安定にあると述べ、民生の安定は、食糧の増産、住宅の増設、公共施設等の復興建設、戦災者援護の徹底、民需生産の振興、復員失業対策の確立、遺家族傷痍軍人援護の強化等におくこととした。このように、県政

インドキシア スラバヤ放棄か

インドキシアのスラバヤ放棄か、スラバヤは、インドキシアの重要都市であるが、スラバヤの放棄は、インドキシアの前途に重大な影響を及ぼす。スラバヤの放棄は、インドキシアの前途に重大な影響を及ぼす。

『神奈川新聞』昭和20年11月29日付から
 県会のように報じる新聞

戦後最初の県会の課題は、戦後の新たな事態に対して予算の修正・追加によって県民生活を確保していかうとするものであった。ここでの知事の提案、論議を通じて当時の県政の課題と県民の関心を明らかにしてみたい。まず歳入については、横浜・川崎の主要部分の壊滅と軍需関係工場の閉鎖にともない、県税収入の大激減が見込まれ、配付税の増額を見込んで、県税収入は三割五分の収入減となり、このため県収入確保のため従来の国税賦課率を百分の百から百分の百二十へと二〇割の増税をはかることとした。その他、手数料の全面的引上げ、県有財産の払下げなどの措置が講ぜられたことはいまでもない。

これに對し歳出面の方針として、戦争遂行上必要であった経費の削除、行政整理による人件費節減、不急事業の廃停止、補助金の断行を行うことにより、食糧増産、住宅・公共施設等の復興建設、戦災者援護の徹底、民需生産の振興、復員失業対策の確立、遺家族傷痍軍人援護の強化等におくこととした。このように、県政

の目標は、戦争遂行から戦後処理・復興に向けられることとなったのであった。しかし、終戦が意味するものは、単に戦時から平時への切替えの側面にのみとどまるものではなく、敗戦・占領という事態も重なっており、単なる戦争前への復帰ということとどまらない課題を担うこととなったのである。具体的にこれらを施策のなかにみるならば、行政整理の課題においても、政府の方針で一九三二（昭和七）年度の定員数に復帰させることにしたものの「食糧の増産確保、戦災の復興援護等の所謂一般政事務の膨張の外に進駐軍関係事務、軍需物資の引継事務、浦賀に於ける引揚民事務等終戦後の特殊事態に基づく新規事務の負担増加」があり、定員の二割五分削減に止める（一九三三年水準ではほぼ半減）ことになったのである。

食糧問題

ところで、知事の提案に対する県会議員の質疑のなかから県民の関心の主たるものを摘記するならば、まず第一は食糧の確保の問題で「都市生活者は、月に米三日分、粉二日分、甘藷五日分の配給を受けているが、これだけではとうてい生活していけない。とくに台所をあずかる主婦の困難はきわめて大きい。せっかく婦人に参政権が与えられてもこれについて考えるゆとりすらない。餓死者も相当数にのぼり、進駐軍のゴミ捨場に残飯をあさる人々の姿は、あまりにも情けない」。しかも「米の配給機関である食糧営団は精米設備をもたず、玄米を配給しており、営団そのものの機構も軍国主義的であるため、消費者の不満は大きい。どうか急速に機構を改革して、米の配給を米穀商に任じてほしい」。さらに「現行の食糧供出方法に不合理な点はないか、今日ではすでに戦時中のような欺まんの政策による供出は農民の不満をつのらせるばかりである。衣料品・農機具・肥料はすべてやみ値である。食糧増産に必要な生産資材を農民に与えずに供出しろといっても無理と思うがどうか」などの質問が出された。これに対する県当局の回答は「本県は其の所要量の大部分を他県から移入をし、他県に依存をせざるを得ざる事情である土地柄」であり「生鮮食料品、殊に鮮魚其の他塩干魚等に付きましては、其の大部分を県外に依存せざるを得ない実情」にあり、「本県食糧移入先の大宗たる北海道及び東北にそれぞれ県の出張所を新設致しま



闇買い出しの行列

『戦後10年のあゆみ』から

して食糧移入の絶対的確保を図ること」が主要な対策であった。もとより、あらゆる食糧資源の開発に努力し、未利用資源開発、畜産業の振興、「食糧輸入の見返物資たる生絲の生産」としての養蚕の振興ははかるが、「主食の問題に関しては、政府が

一元的に総合したる見地から一定の基準を定めて、其の基準に副うて各府県に於て配給をして居るのでありますから、単り本県に於てのみ其の配給基準量を高めて、厚く配給することは許されない」というのが知事の答弁であった。配給及び供出に対しても、「生鮮食料品の問題に付きましては、最近政府の方針に依りまして統制の枠を外されましたので、是が集荷配給と云ふ事柄に付きましては、大いに工夫創意を以て是が解決に当り得る余地が出来た訳であります。随ひまして関係の集荷機関に於きまして、事態に即応して適切な方策を執つて、県外より、或は県内の生産地より其の入荷を促進し、さうして出来得る限り配給の増量を期するやうに督励を致して居る次第であります。何分にも過渡期でありまして、十分に此の新しい制度が確立を致す所まで参りませぬ」とか「肥料、資材についても食糧問題の解決のため努力し、期待にそう方針である。農村の供出については、保有米を残して供出するようにすれば理想的であるが、当面の食糧事情では許さないので国の供出計画によって割当をしている現情である。この点消費者においてもしのんでもらいたい」と、国の方針と消費者の忍耐を訴えるにとどまっている

『神奈川県会史』第六卷)。県会は十二月八日「食糧危機打開に関する建議」を決議し「試に街頭を見れば栄養失調者氾濫して喰ふに食なく餓死し行く者に幾何を算するか之正に県下天日の下に於ける事実なり……玆に於て進んで聯合國国民の尊敬すべき人道に訴へ危局打開に邁進する一面特に本県としては食糧消費県たる特異性に鑑み徹底的且つ飛躍的なる食糧生産の増強策を樹立し之に対処するに非ずんば悔を百年の後に遺し怨を千年の後に買ふべし」と県当局に「速かに万全の方途を講ぜられたし」(同上)と求めたのである。

戦災復興

第二に戦災復興と戦災者援護について、知事の提案は応急簡易住宅の建設であり「目下年内目標の五千戸の完成に鋭意努力中」であり、その他「自力を以て簡易住宅を建設する能力のない戦災者の為に、住宅営団をして簡易貸家住宅を建設せしむる」ほか「堅牢建物中罹災致しましたものを復旧し、或は軍並に工場の工具宿舍等を改善致しまして、是等を一刻も早く住宅化するという事は、現下住宅問題解決上有効適切なる方途」というのがその方針であった。戦災、バラック居住者は、「横浜二万五千、川崎三千、平塚三千、計三万二千」そのうち「越冬困難者はこの六割で二万人。補修すれば越冬できるものはさらにこの半数になる。したがって単住住宅、軍が使用した建物、工場宿舍に収容する必要があるものは一万ある」ということで、知事は「或は資材、或は輸送、殊に板材の入手又は製材能力等の制約といふやうな事情から隘路が続出して居る」なかで、七千戸の目標を掲げていたが、「簡易住宅が年内にどれだけ出来るかということ、七千戸ではなく一千戸の間違いと思う」というのが事務担当官の見通しであった(『神奈川県会史』第六卷)。

県会のこの問題に対する関心は深く、開会の冒頭「戦災地復興促進に関する決議案」を決議し、軍用建物の転用、簡易住宅建築の促進、社会事業の再興、保健衛生施設の充実、防寒設備の施設、都市計画路線の急速なる設定と急速なる実現を訴えたのである。とくに、最後の点に関しては「仮設建築も急がねばならないが、もっと根本的復興計画のもとに建設していつて



バラック住宅

『戦後10年のあゆみ』から

もらいたい、……都市計画の路線が決定しないためせっかく簡易住宅を建設しても道路の拡張とか、官庁の指令で移転を余儀なくされることがあっては県民は安心して建築できない。この不安を解消するため都市計画を直に発表してもらいたい、……またこれと関連して土地の区画整理も重要」との質問がなされたのである。これに対して知事は、都市計画路線の決定は「将来の復興計画の基本となり、又本県の中心都市横浜、川崎等を今後如何にして都市建設をやって行くかと云ふ根本問題に触れる問題である」ことは認めつつも「之が決定に關しましては単り復興院或は内務省だけではなくして、其の他鉄道、通信或は

其の他の官庁等も関係があります……それ等各般の事項に付て各角度から検討を致しまして、周到なる計画を立てる必要があります……県としましては中央の政府と連絡をとりまして、出来得る限り早く之が主要幹線路線だけでも決定をするやうに致したい……区画整理につきましても……恐らく中央政府に於きましても、特別な法制を設けて、さうして之を官でやりますか、県でやりますか、少くとも地元の市の異常なる、大いなる力を以て之が遂行を期すると云ふことの態勢を進めることと期待して居るのであります」と、政府の方針待ちの姿勢を明らかにしたにとどま

った(同上)。

県行政の新しい指針 第三の論点は、敗戦後の県民の目標とそれを指導する県行政及び県政運営の根本方針にかかわるものであった。

まず前者については「敗戦の廃虚の中からいかにして新生、平和日本を

建設するか、敗戦国である事実を認識しポツダム宣言を忠実に履行するにはどうしたらよいか、民心は混んとしてなすべ
 を持たない、ここにおいて当局は積極的指導標を確立し、民心の安定をはかる考えがあるか」の質問がなされた。議員のなか
 での意見は「敗戦により国体護持の精神が貧弱になった」「民主主義の本義がはっきりしない……（明治憲法四条の）条文は絶
 対に改正してはならない。知事はこの線にそって民主主義の本義を確立し、わが国の方針を示してもらいたい」という意見の
 ほかに、「長い間拘束されていた言論結社の自由が得られ民主主義政治の確立に寄与することができるとは喜ばしい」などと
 意見の差異もみられた。知事はこれらの質問に対し、「わが国は開国以来、皇室を中心として君民一体となって国力の発展に
 つくしてきた。この関係は諸外国には例を見ないまれな国体制度で、民主主義の国家組織となっても変わることはない原理で
 ある。これを基礎として民主主義を実施してゆくことがわが国の課題であり、この場合、皇室と国民がともに栄え、ともに繁
 栄して世界平和と人類の福祉に貢献してゆくのがもっとも望ましい国体精神でないかと考える」。しかし、「現在は道義がすた
 り、『御上』の威信が失われているのはまことに憂慮にたえないので処断すべきは処断し、善導すべきは善導して民主主義政
 治を確立していきたい」という答弁をしていた（『神奈川県会史』第六巻）。

しかし、威信の問題は県行政自体の問題であった。「長官はすぐに中央政府の指示、方針に従って……といわれるが、もっ
 と自主的な臨機応変の処置がとれないのか」「官僚は民衆とともに頭を切りかえなければならぬ。過去の官僚統制は軍国主
 義的帝国主義の根源ともなったが今や官僚政治の全面的刷新が急務」という官僚批判が出てきたのである。「中央の政治は軍
 政と化し、官僚の袖の下に隠れて独善の夢を貪ること十年に亘り、国民の耳目掩はれ、口は封ぜられ、与論は地を払ひ、国民
 の意気は喪失し、民の意の通ぜざる暗黒無軌道政治の行はれたる結果が、今日敗戦するの已むなきに至ったのでありまして、
 是は独り中央のみならず、地方政治に於ても多分に暗黒行政が認められる」という批判であった。こうした批判に対して、知

事は「終戦後、進駐軍の事務に忙殺され県政が遅延したことは認める。これは本県に戦勝国の指令部がおかれたことや、最初の進駐地としての事情からやむを得なかったことを了承願いたい」ということで「官民の一致協力で猛進する気概と熱意をもって行くよりほかにない。……中央の指示方針に基く以外に適時適策を断行せよとの御意見はもつともと考えるが事態急進いかんにより時宜に適した政策を断行しようと思う」というような説明にとどまり、「官僚統制についても……既説の食糧営団あるいは農業会については法令の改廃が先決で、今のところ何ともし難いが、この点政府においても改廃される時機があらうと思う」というような答弁にとどまった(同上)。

県会は、最後に「意見書」として、「現行府県制は、自治を圧殺し官治を万能とする極めて官僚主義的の制度にして時局に便乗したる官僚専制の所産なり」とし、「参事会による出納検査制の復活、議員の予算増額修正権を認むること、議員の行政監察制度の確立」を内容とする府県制改正の意見書を決議する。賛成討論にたった議員は「思うに新生日本の消長は議会制度の発展のいかんにかかっている」と、この改正は「政治の民主化に伴って旧来の行政上の諸欠陥を矯正して地方自治体の強化をはかることを眼目としている」と訴えた(同上)。占領政策と国民の側の「民主化」の要求のなかで、国の地方制度、ひいては従来の県行政の仕組みも次第に変容の過程が始まることとなったのである。

二 変化への胎動

行政機構の混乱

戦時から継続する地方行政制度を通じて、敗戦・占領にともなう新たな課題を実施していくことによる混乱は少なからずみられた。とくに、「自由の指令」以降、占領政策の方向が明確化し、かつ言論機関の活